

「タフ・住まいの保険」は家庭総合保険のペットネームです。

あいおいニッセイ同和損保

# 火災保険 サービスガイド



365日24時間、住まいのトラブルのときに駆けつけます！

日常生活のお悩みから  
暮らしの安心までサポート！

## 住まいの現場急行 サービス

## 住まいの安心 サポート

※P.2をご覧ください。

**必ず事前に  
ご連絡ください**

サービスをご利用際の電話番号および住まいの安心サポートご利用時に必要となるサービスご利用番号は、ご契約後に保険証券と共にお送りする「火災保険サービスガイド」でご確認ください。「Web約款」をお選びいただいた場合には、ID・パスワードを入力し「マイページ」にログイン後、Web上での確認をお願いします。

### 住まいの現場急行サービス

あいおいニッセイ同和損保(以下「弊社」といいます。)の提携会社である(株)安心ダイヤル(以下「提携会社」といいます。)が提供する住まいの現場急行サービスは次のとおりです。

**!** 住まいの現場急行サービスのご利用は、あんしん24受付センターにご連絡をいただき、提携会社が手配する業者をご利用いただくことが条件となります。  
提携会社が手配する業者以外で、お客さまが自ら業者を手配し応急修理を行う場合は、業者を手配される前にあんしん24受付センターにご連絡ください。この場合にかぎり、10,000円を限度に実費をお支払いします。

● 下記のトラブルの際、現場での30分以内の一時的な応急修理費用(出張料および作業料)を無料とします。

水回り クイック 修理サービス	トイレのつまりの除去	トイレがつまって流れない! トイレがつまった場合に、水回りのトラブルの専門業者を手配し、トイレのつまりを除去します。	
	給・排水管の つまりの除去	台所の排水管がつまって水びたしに! 給・排水管がつまった場合に、水回りのトラブルの専門業者を手配し、給・排水管のつまりを除去します。	
	給・排水管の故障による あふれの原因箇所の 応急修理	洗面台の給水管が故障して水漏れが止まらない! 水回りのトラブルの専門業者を手配し、給・排水管の故障によるあふれの原因箇所の応急修理を行います。	
玄関ドア カギ開け サービス	玄関ドアのカギ開け	外出中に玄関ドアのカギをなくしてしまった! 玄関ドアのカギの紛失、盗難または置き忘れなどにより玄関ドアのカギ開けができなくなった場合に、カギの専門業者を手配し、緊急開錠を行います。 (注1) サービスの対象は、建物または戸室の出入りに通常使用する玄関ドアのカギの開錠とします。 (注2) カギの種類によっては、サービスの提供ができない場合があります。この場合、お客さまのご要望により破錠する場合があります(破錠後に必要となるカギ・シリンダー等の交換費用はお客さま負担となります。) (注3) カギ開けの際には、ご契約者または被保険者(保険証券に記載された保険の対象の所有者。以下同様とします。)ご本人の立会いと顔写真付きの身分証明書(運転免許証等)のご提示が必要となります。	

**!** 各種部品代・カギ作製代、上記の30分を超える応急修理・作業の場合の作業延長料金などはお客さま負担となります。  
● ご契約者または被保険者ご本人の確認ができない場合はサービスの提供は行いません。

## 対象となるご契約

「タフ・住まいの保険」となります。

(注) サービスご提供時に被保険者であることを提携会社にて確認することができないご契約については、サービスをご提供できません。

## 対象となる建物

被保険者(被保険者が法人の場合はその法人の代表者となります。)が居住する保険証券に記載された居住建物(保険の対象が家財の場合はその家財を収容する居住建物)となります。

(注1) 居住建物に固着していない屋外の給・排水設備は対象となりません。

(注2) 居住部分については被保険者が居住していない場合、店舗部分については被保険者が使用していない場合は対象となりません。

- ご契約の居住建物がアパート・マンション等共同住宅の場合、被保険者が居住する戸室部分および使用している店舗部分はサービスの対象となりますが、共用部分、公的部分(市町村等が所有する水道管・下水管などをいいます。)および他の賃貸戸室部分等は対象となりません。なお、マンション管理組合等がご契約者となり共用部分のみ一括契約とした場合は、共用部分の「トイレのつまりの除去」についてのみサービスの対象となります(専有部分は対象となりません)。
- ご契約の居住建物が店舗や事務所などを併設した併用住宅の場合、被保険者が居住する戸室部分および使用している店舗部分はサービスの対象となりますが、賃貸戸室部分およびテナントの専有部分は対象となりません。

## ご利用いただける方

ご契約者または被保険者(保険証券に記載された保険の対象の所有者)となります。  
ご契約者または被保険者が法人の場合はその法人の代表者となります。

## 対象となる地域

日本国内となります。

(注) 一部地域(離島等)ではご利用いただけません。

## ● サービスをご提供できない主な場合

- ① 給・排水管の凍結
- ② 雨どいのつまり
- ③ 給湯器・温水洗浄便座・洗濯機・床暖房システム等の機器のトラブル
- ④ 故意、地震・噴火またはこれらによる津波、戦争
- ⑤ 給・排水管のつまりの除去、給・排水管の故障によるあふれの原因箇所の修理で高圧洗浄等の作業が必要となり、一時的な応急修理で対応できない場合
- ⑥ 子供部屋・トイレ・風呂・金庫など、建物内のカギ開け
- ⑦ アパート・マンション等区分所有建物の玄関ドア(各住戸に附属する専用使用権付の玄関ドアを除きます。)や物置のカギ開け
- ⑧ カギの種類によって、玄関ドアのカギ開け、破錠が困難な場合

など



サービスのご提供を行わない場合、またはサービスのご提供が遅延した場合であっても、弊社・提携会社および出動業者は金銭的な補償は行いません。

## 住まいの安心サポート

### ご利用いただける方

ご契約者または被保険者(保険証券に記載された保険の対象の所有者)となります。  
ご契約者または被保険者が法人の場合はその法人の代表者となります。

## ● ハウスケアサポート

ご利用日・ご利用時間 平日9～17時(土日祝日、12/29～1/5を除きます)

ホームセキュリティのご紹介	ご家庭の防犯・防災対策の提携業者をご紹介します。 (注) 購入設置費用等は、ご利用いただく方の自己負担になります。	優待
ハウスクリーニングのご紹介	エコ洗剤などを使用したハウスクリーニングの提携業者をご紹介します。 (注) ハウスクリーニングの費用等は、ご利用いただく方の自己負担になります。リフォーム業者のご紹介は対象となりません。	ECO 優待
引越し業者のご紹介	ゴミを出さない引越し、おまかせの引越パック等、ライフスタイルにあわせた引越し業者をご紹介します。 お車の引越しもご利用いただけます。 (注) 実際の引越し費用等は、ご利用いただく方の自己負担になります。	ECO 優待

## ● 暮らしのトラブル(法律)・税務ご相談

ご利用日・ご利用時間 平日13～17時(土日祝日、12/29～1/5を除きます)

法律のご相談	不動産購入時のトラブルなど、日常生活のトラブル(法律)に関するさまざまなご相談に専門スタッフが電話でアドバイスします。 必要に応じて弁護士による電話相談もご利用いただけます(予約制)。 (注) 既に弁護士に依頼している案件、訴訟となっている案件等のご相談は対象となりません。
税務のご相談	住宅ローン減税など、暮らしの税務に関するさまざまなご相談に専門スタッフが電話でアドバイスします。 必要に応じて税理士による電話相談もご利用いただけます(予約制)。

## ● 健康・医療ご相談

ご利用日・ご利用時間 365日24時間

健康・医療のご相談	日常生活における身体の不調や健康維持・増進に関するご相談、病気に関するご説明や治療方法に関する一般的なご相談に看護師等の専門スタッフが電話でアドバイスします。 (注) 緊急の場合やご相談内容によってはアドバイスできない場合があります。
病院情報のご提供	近所にお探しの診療科が見つからないとき、病院を探すことになったときなど、全国各地の病院等の情報をご提供します。 (注) このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等は行いません。
夜間休日医療機関情報のご提供	夜中の急な発熱や休日の体調不良など、夜間はもちろん休日にも診療可能な全国各地の医療機関の情報をご提供します。 (注) このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等は行いません。

優待 提携先の業者における各種サービスが優待料金にてご利用いただける場合があります。 ECO 環境にやさしいサービスをご利用いただくことができます。

〈ご注意〉 保険金請求に関わる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。住まいの安心サポートは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。住まいの安心サポートは、弊社が委託している提携サービス会社をご提供します。

提携会社は、各種サービスのご利用にあたって取得した個人情報およびご相談等に必要の情報を弊社に開示することがあります。サービスの内容やご利用いただけない場合等の詳細につきましては、次ページ以降記載のご利用規約をご確認ください。

# 住まいの現場急行サービスご利用規約

## 用語のご説明

この住まいの現場急行サービスご利用規約において、使用される用語の説明はそれぞれ次のとおりとします。

用語	説明
サービス	水回りクイック修理サービスおよび玄関ドアカギ開けサービスにより構成される火災保険サービス(住まいの現場急行サービス)をいいます。
サービス提供者	サービスを提供する株式会社安心ダイヤルをいいます。
被保険者	火災保険契約において、保険証券に記載された保険の対象の所有者をいいます。
あんしん24受付センター	当社が定めるサービスの利用申込みを受け付ける連絡先をいいます。
サービス実施者	サービス提供者からの取次ぎまたは手配により、実際にサービスを実施する者をいいます。
日本国内	日本国内全域をいいます。ただし、一部離島等を除きます。
保険期間	ご契約いただいた火災保険契約により、当社が補償する期間をいいます。

## 第1条[規約の目的等]

- (1)この規約は、当社の火災保険契約に対して日本国内で提供するサービスの事項を定めたものです。
- (2)利用対象者(第4条[利用対象者]に定める利用対象者をいいます。)、はこの規約を承認の上、サービスの提供を受けることができます。
- (3)このサービスは、当社が提携するサービス提供者が、この規約に従い提供します。

## 第2条[サービス提供対象契約]

当社は、次の火災保険契約をサービス提供対象契約とします。ただし、サービス提供時に被保険者であることをサービス提供者にて確認できないご契約は対象契約となりません。

- ・家庭総合保険
- ・住居建物総合保険
- ・総合家財保険
- ・マンションライフ特約つき団地保険

## 第3条[サービス提供対象建物]

- (1)サービス提供対象建物は、被保険者(被保険者が法人の場合は、その代表者として、以下同様とします。))が居住する保険証券記載の居住建物(保険の対象が家財の場合はその家財を収容する居住建物とします。以下同様とします。))とします。ただし、居住建物に固着していない屋外の給・排水設備は対象建物に含まれません。
- (2)ご契約の居住建物がアパート・マンション等共同住宅の場合、被保険者が居住する戸室部分および使用している店舗部分はサービスの対象となります。
- (3)ご契約の居住建物が店舗・事務所等を併設した併用住宅の場合、被保険者が居住する戸室部分および使用している店舗部分はサービスの対象となります。
- (4)本条(1)および(2)にかかわらず、マンション管理組合等がご契約者となり共用部分のみ一括契約とした場合は、その建物の共用部分のみサービスの対象となります。

## 第4条[利用対象者]

利用対象者は、サービス提供対象契約のご契約者または被保険者として、ご契約者または被保険者が法人の場合は、その代表者として、

## 第5条[サービスを提供する場合]

サービス提供者は、利用対象者が第8条[利用対象者の義務](1)の規定に従い事前にあんしん24受付センターに連絡を行った場合であって、第6条[サービスの提供条件と内容]に該当するときは、サービス実施者により、そのサービスを無料で提供します。ただし、利用対象者が自ら業者を手配する場合は、10,000円を限度に利用対象者が負担した費用を支払います。

## 第6条[サービスの提供条件と内容]

- (1)この規約により提供するサービスの提供条件および内容は次の①および②のとおりとします。
  - ①水回りクイック修理サービス

提供条件	保険証券記載の居住建物のトイレもしくは給・排水管がつまること、または給・排水管が故障すること
内容	トラブル現場にて以下の30分以内の一時的な応急修理を行います。 <ul style="list-style-type: none"><li>・トイレのつまりの除去</li><li>・給・排水管のつまりの除去</li><li>・給・排水管の故障によるあふれの原因箇所の応急修理</li></ul>

### ②玄関ドアカギ開けサービス

提供条件	保険証券記載の居住建物の玄関ドアのカギの紛失、盗難または置き忘れ等により、玄関ドアのカギ開けができなくなる事 ※玄関ドアとは、建物または戸室の出入りに通常使用するドアをいいます。
内容	トラブル現場にて以下の30分以内の一時的な応急作業を行います。 <ul style="list-style-type: none"><li>・玄関ドアのカギ開け</li></ul>

- (2)本条(1)にかかわらず、第3条[サービス提供対象建物](4)に該当する場合のサービス提供条件および内容は、次のとおりとします。

提供条件	建物の共用部分のトイレがつまること
内容	トラブル現場にて以下の30分以内の一時的な応急修理を行います。 <ul style="list-style-type: none"><li>・トイレのつまりの除去</li></ul>

- (3)総合家財保険またはマンションライフ特約つき団地保険のサービスは、保険期間中1回(保険期間が1年を超える場合は保険期間の初日から1年ごとに1回とします。))のみ無料とします。

## 第7条[サービス提供を行わない場合]

- (1)第6条[サービスの提供条件と内容]にかかわらず、サービス提供者は、次の①から⑥のいずれかに該当する事由によって発生した保険証券記載の建物のトラブルに対しては、サービスの提供を行いません。
  - ①利用対象者の故意
  - ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱またはその他これらに類似の事変もしくは暴動
  - ③地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - ④核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性の作用、これらの特性に起因する事故、またはこれら以外の放射線照射もしくは放射能汚染
  - ⑤上記①から④までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
  - ⑥差押え、取用、没収、破壊等、国または公共団体の公権力の行使、ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。

- (2)第6条[サービスの提供条件と内容]にかかわらず、サービス提供者は、次の①から⑫のいずれかに該当する場合は、サービスの提供を行いません。

- ①利用対象者が、サービスの利用に際して、第8条[利用対象者の義務](1)に違反し事前にあんしん24受付センターに連絡を行わなかった場合、またはその他の第8条に違反した場合
- ②利用対象者がサービス提供時に立会いできない場合
- ③利用対象者がサービス提供者の指示に従わない場合
- ④サービス提供者が、著しく利用頻度が高いまたは意図的な利用と判断した場合
- ⑤サービス提供者またはサービス実施者が次のア、からエ、のいずれかと判断した場合
  - ア. 地域、気象、感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条(定義)第1項に規定する感染症をいいます。))の流行、道路事情または天災等によりサービス提供が困難と判断した場合
  - イ. 技術的にサービス提供が困難と判断した場合
  - ウ. サービスの内容、趣旨等に照らしてサービス提供が不適切であると判断した場合
  - エ. 被保険者の本人確認ができない場合
- ⑥サービス提供時に第三者の所有物に損害を与えることが想定される場合で、その第三者の承諾が得られないとき
- ⑦給・排水管の凍結、雨どいのつまりのトラブルの場合
- ⑧給湯器・温水洗浄便座・洗濯機・床暖房システム等の機器のトラブルの場合
- ⑨給・排水管のつまりの除去、給・排水管の故障によるあふれの原因箇所の修理で高圧洗浄等の作業が必要となり、一時的な応急修理で対応できない場合
- ⑩子供部屋・トイレ・風呂・金庫等建物内のカギ開けの場合
- ⑪アパート・マンション等区分所有建物の玄関ドア(各住戸に附属する専用使用権付の玄関ドアを除きます。))・物置のカギ開けの場合
- ⑫カギの種類によって、玄関ドアのカギ開けまたは破錠が困難な場合

## 第8条[利用対象者の義務]

- (1)利用対象者は、サービスを利用する場合には、事前(自ら業者を手配する場合は、手配の前)にあんしん24受付センターに連絡を行わなければなりません。利用対象者があんしん24受付センターに連絡する以前に自ら業者等を手配しているときは、その手配に対応するサービスは提供せず、また、手配に対応する費用等も支払いません。
- (2)利用対象者は、サービスの提供を受ける場合、サービス提供者およびサービス実施者の要請に対し、必要な協力を行わなければなりません。
- (3)利用対象者は、第9条[利用対象者等の費用負担]の規定により負担すべき費用に対しては、その料金を支払わなければなりません。この場合において、サービス提供者は第9条(2)の費用については、同項の規定に従い請求を行うものとします。
- (4)利用対象者は、サービス提供者またはサービス実施者の判断により、保険証券、運転免許証その他本人確認資料等の提示を求められたときは、それらを提示しなければなりません。

## 第9条[利用対象者等の費用負担]

- (1)第6条[サービスの提供条件と内容]にかかわらず、次の①および②に定める費用は有料とし、利用対象者が現地で精算するものとします。
  - ①各種部品代およびカギ作製代
  - ②カギの種類によって、玄関のカギ開けが困難なときに、利用対象者の要請により破錠する場の破錠後に必要となるカギ、シリンダー等の交換費用
- (2)第6条[サービスの提供条件と内容]にかかわらず、応急修理・作業が30分を超過した場合の作業延長料金は有料とし、サービスにかかる費用(本条(1)に定める費用を除きます。))は、利用対象者が、サービス提供者の請求に基づきサービス提供者に後日支払うものとします。
- (3)利用対象者が自ら業者を手配し、かつサービスの対象となる場合は、その費用の立替を証明する書類をサービス提供者に提出するものとします。
- (4)サービス提供後、利用者がサービスの利用対象者ではないことが判明した場合、サービス提供に要した費用は、すべて利用者の負担とします。

## 第10条[サービス提供時の責任]

- (1)このサービスは、サービス提供者の取次ぎまたは手配により、サービス実施者の責任において行われるものとし、提供したサービスに起因する財物損傷、人身事故その他損害等については、当社およびサービス提供者はその責任を負わないものとします。
- (2)建物の形状や給・排水設備のつまり状態等により、作業時に損傷を与えるおそれがある場合は、利用対象者から事前にサービス実施者が責任を負わない旨の書面による同意をいただく場合があります。
- (3)サービス提供およびサービス提供後の建物等の修理等については、利用対象者とサービス実施者との間の契約であり、その契約に起因する財物損傷、人身事故その他損害等については、当社およびサービス提供者はその責任を負わないものとします。
- (4)サービスの提供を行わない場合、またはサービスの提供が遅延した場合であっても、当社、サービス提供者およびサービス実施者は、これを金銭的補償で代替することは行いません。

## 第11条[サービスの提供期間]

サービスの提供期間は、サービス受付時において有効に締結された火災保険契約の保険期間とし、その保険契約が保険期間の途中で失効し、または解除もしくは解約された場合はサービスの提供を行いません。

## 第12条[個人情報の取扱い等]

- (1)利用対象者は、保険証券の記載事項およびサービス提供のために必要とされる情報が、サービス提供者に登録することに同意するものとします。
- (2)サービス提供者は、保険証券の記載事項およびサービス提供のために必要とされる情報をサービス実施者およびあいおいニッセイ同和損保あんしん24株式会社(当会社の委託を受け、ご契約者からの保険事故に関する報告の取次ぎ業務等を行う当社の子会社をいいます。以下同様とします。))に開示できるものとします。
- (3)当会社、サービス提供者およびあいおいニッセイ同和損保あんしん24株式会社は、サービス提供者が取得した個人情報を保険契約の審査、引受および履行(保険事故の調査、適正な保険金支払い等を含みます。))等に利用することがあります。
- (4)サービス提供者は、利用対象者または利用者による迷惑をおかけすること等を防止するため、通話内容を記録および録音することがあります。また、記録または録音内容を当社に開示することがあります。

## 第13条[訴訟の提起および準拠法]

- (1)この規約に関する訴訟については、当社の本店所在地の管轄裁判所を合意管轄裁判所とします。
- (2)この規約に規定のない事項については、日本国の法令によります。



# 住まいの安心サポートご利用規約

## 第1条[規約の目的等]

- (1)この規約は、第2条[サービス提供対象契約]に定める当会社の保険契約に対して日本国内で提供する「住まいの安心サポート」(以下「サービス」といいます。)の事項を定めたものです。
- (2)利用対象者(第3条[利用対象者]に定める利用対象者をいいます。)は、この規約を承認の上、サービスの提供を受けることができます。
- (3)このサービスは、当社が委託する提携サービス会社が、この規約に従い提供します。

## 第2条[サービス提供対象契約]

当会社は、次の保険契約をサービス提供対象契約とします。ただし、サービス提供時に被保険者であることを提携サービス会社にて確認できないご契約は対象契約となりません。

- ・家庭総合保険
- ・住居建物総合保険
- ・総合家財保険
- ・マンションライフ特約つき団地保険

## 第3条[利用対象者]

利用対象者は、サービス提供対象契約のご契約者または被保険者(保険証券に記載された保険の対象の所有者、以下同様とします。)とします。ただし、ご契約者または被保険者が法人の場合は、その代表者とします。

## 第4条[利用番号の管理]

- (1)利用対象者は、保険証券送付時に付与された利用番号の管理・使用について責任を負うものとし、第三者に利用番号を使用させてはなりません。
- (2)当会社は、利用番号が第三者に使用されたことにより利用対象者が損害を被った場合、責任を負わないものとします。

## 第5条[サービスの内容]

この規約により提供するサービスの内容は次の①から③のとおりとします。

### ①ハウスケアサポート

提供サービス	内 容
ホームセキュリティのご紹介	ホームセキュリティ業者を紹介いたします。
ハウスクリーニングのご紹介	ハウスクリーニング業者を紹介いたします。 ※リフォーム業者は紹介できません。
引越し業者のご紹介	引越し業者を紹介いたします。

### ②暮らしのトラブル(法律)・税務ご相談

提供サービス	内 容
法律のご相談	日常生活のトラブル(法律)に関する相談に専門スタッフが電話でアドバイスします。 ※保険金請求に関わる事故等の相談は対象となりません。 ※既に弁護士に依頼している案件、訴訟となっている案件等の相談は対象となりません。
税務のご相談	暮らしの税務に関する相談に専門スタッフが電話でアドバイスします。

### ③健康・医療ご相談

提供サービス	内 容
健康・医療のご相談	健康や医療に関する相談に専門スタッフが電話でアドバイスします。 ※緊急の場合や相談内容によってはアドバイスできない場合があります。
病院情報のご提供	全国各地の病院等の情報を提供します。 ※このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等はいりません。
夜間休日医療機関情報のご提供	全国各地の夜間休日医療機関の情報を提供します。 ※このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等はいりません。

## 第6条[サービス提供を行わない場合]

提携サービス会社は、次の①から⑩のいずれかに該当する場合(該当するおそれのある場合も含みます。)は、サービスの提供を行いません。

- ①公序良俗に反する行為
- ②法令に違反する行為
- ③第三者(当社を含みます。)に不利益を与える行為(誹謗・中傷する行為、名誉・信用を傷つける行為のほか、迷惑行為を含みます。)
- ④当社または提携サービス会社の運営を妨害する行為
- ⑤第三者になりすましてサービスを利用する行為
- ⑥営利を目的(商業目的)としてこのサービスを利用する行為
- ⑦提携サービス会社が、著しく利用頻度が高いまたは意図的な利用と判断した場合
- ⑧利用対象者が、サービス提供のために必要な情報を提供しない場合
- ⑨保険金請求に関わる事故等の相談その他当社または提携サービス会社が不適切と判断した場合

## 第7条[サービス提供時の責任]

- (1)このサービスは、利用対象者自らの責任において利用するものとします。万一、このサービスの利用によって発生した損害については、当社は責任を負いません。
- (2)利用対象者自身が、第三者(当社を含みます。)に対して損害を与えた場合は、自らの責任と費用により対応するものとします。

## 第8条[サービスの変更・中止・終了]

- (1)このサービスは、当社ホームページ等での告知または事前の通知により、変更・中止・終了することがあります。
- (2)当社は、次の①から③のいずれかに該当する場合は、告知または事前に通知することなくサービスを変更・中止・終了することがあります。
  - ①天災等により、サービスの提供ができないと当社が判断した場合
  - ②当会社の営業上、技術上の事情により、サービスの全部または一部を変更・中止・終了せざるを得なくなった場合
  - ③不測の事態により、当社または提携サービス会社がサービスの提供が困難と判断した場合
- (3)利用対象者の保険契約が解約・解除・失効・終了したときは、それ以降はサービスの提供を行いません。

## 第9条[個人情報の取扱い等]

- (1)利用対象者は、保険証券の記載事項およびサービス提供のために必要とされる情報が、提携サービス会社に登録されることに同意するものとします。
- (2)提携サービス会社は、利用対象者または利用者に迷惑をおかけすること等を防止するため、通話内容を記録および録音することがあります。また、記録または録音内容を当社に開示することがあります。

附則 この規約は平成22年10月1日現在のものです。

## あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

本社 〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1  
TEL : 03-5424-0101 (大代表)  
<http://www.aioinissaydowa.co.jp/>